

裁判所書記官印

証人調書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	令和6年(ネ)第453号
期日	令和6年10月9日 午前10時30分
氏名	[REDACTED]
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

せん
宣
せい
誓

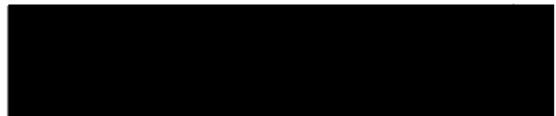
りょうしん したが しんじつ の
良心に従って眞実を述べ、

なにこと かく
何事も隠さず、また、

なにこと つ くわ
何事も付け加えないことを

ちか
誓います。

氏名



速記録(令和6年10月9日 第2回口頭弁論)

事件番号 令和6年(ネ)第453号

証人氏名 [REDACTED]

一審被告東京都指定代理人(布川)

乙第17号証を示す

この陳述書は私たち指定代理人が証人からお聞きした内容を記載し、証人がその内容を確認した上で署名押印したものに間違いありませんか。

はい、間違いありません。

この陳述書の中で、訂正をしたり付け加えたりしたいところはありますか。

いいえ、ございません。

証人は陳述書記載のとおり、この訴訟の相手方である大川原化工機株式会社の顧問をしていた相嶋静夫氏の取調べを担当しましたか。

はい、担当しておりました。

これから、相嶋静夫氏については相嶋氏と言って話をしますが、証人以外で相嶋氏の取調べを担当した捜査員はいましたか。

いいえ、おりませんでした。

それでは、相嶋氏に対する取調べについてお聞きしますが、相嶋氏の取調べは平成何年の何月頃から行われたのですか。

平成31年1月頃から開始をいたしました。

陳述書によりますと、証人は平成30年10月頃からこの捜査に従事して、その後、相嶋氏の取調べを担当したそうですが、取調べに先立って事件記録や資料を確認しましたか。

はい、確認しております。

それはどのような資料を確認しましたか。

平成30年10月に捜索で差し押された資料、それから大川原社の複

数の多くの社員から聴取した結果、それから噴霧乾燥器の実験の結果、ユーザーや有識者からの聴取結果等について確認をしておりました。

それら確認した資料から、相嶋氏は社内でどのような立場の方でしたか。

発言力があり、社長と同等、又はナンバーツーという立場であること を確認いたしました。

また、相嶋氏が今、お話しした社内の立場から、輸出規制開始前にどのようなことをしていたことが分かりましたか。

経済産業省やシスティック等と輸出規制に関して話合いしていたと確認 をいたしました。

外事一課としては当時、相嶋氏が大川原社の輸出管理に関し、社長の大川原氏や島田氏とともに会社の方針を決定した人物であると疑いを持ったということですか。

はい、そのとおりです。

相嶋氏に対する取調べは、どのような体制で行われたのですか。

取調べ官の私、補助者2名、[REDACTED]巡査部長、[REDACTED]巡査長、計3名で行いました。

証人は相嶋氏の取調べを担当したということですが、[REDACTED]巡査部長や[REDACTED]巡査長はどのような、何を担当していたのですか。

私の質問内容や相嶋さんの供述内容をですね、記録をしていただきました。

[REDACTED]巡査部長や[REDACTED]巡査長は記録を行う際、相嶋氏の話が聞ける位置で記録していましたか。

はい、もちろん聞ける位置で、私のすぐ後ろでパソコンで入力作業を行っておりました。

相嶋氏の取調べの前に、[REDACTED]巡査部長や[REDACTED]巡査長に、あらかじめ、どのような部分の記録を取るようにといった指示はしていましたか。

本件の規制要件に関わる部分、それから特に殺菌に関する認識等については漏らさず記録するように指示をいたしました。

記録した聴取内容は、どのようにしてまとめていましたか。

■ ■ ■ 巡査部長、■ ■ ■ 巡査長、それぞれがパソコンで入力をしておりましたので、それを合体させる形で1つの取調べメモという形で最終的に提出をしておりました。

■ ■ ■ 巡査部長と ■ ■ ■ 巡査長が上げてきたデータから、証人が該当部分を削除したりとか修正したりすることはありませんか。

削除修正は一切ございませんが、誤字脱字の訂正、それから体裁を整える等は私がやることもありました。

証人が取調べメモを上司へ報告する際、記載内容を修正されることはありますか。

修正等をされることはありませんでした。

甲第27号証を示す

これは相嶋氏が平成31年1月28日に大川原氏や島田氏に対して取調べ内容等を送ったメールのようですが、このメールには、取調べ官である証人に対し、噴霧乾燥器のマンホール、のぞき窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等、極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌はできない旨を話したとの記載がありますが、相嶋氏が証人にこのことを指摘した事実はありますか。

ありません。

このメールによると、「先日の聴取の際」と記載があり、陳述書によると、このメールが送信された1月28日以前に行われた相嶋氏の取調べは1月15日、16日、24日、25日の計4日間で間違いありませんか。

はい、間違いございません。

メールの記載内容についてお聞きしますが、まず、マンホールという箇所について相嶋氏は何か述べていましたか。

はい、マンホールについては、薄くて壊れやすいというような趣旨の話をされておりました。

それは何か当時、作成した資料等では残していますか。

はい、当時の取調べメモに記録が残っていると承知しております。

乙第16号証の2、3を示す

今、お話しした取調べメモというのは、これらのメモのことでしょうか。

はい、そのとおりです。

乙16号証の2の2ページ目を示します。真ん中の部分、「壊れてもいいから」という考えで運転するならば、一番弱いマンホール部分や他の部分からも漏れ出る。壊れてしまうし、止まるように設計されている。」という記載があります。続きまして乙16号証の3の4ページ目を示します。「噴霧乾燥機にはマンホールがあるし、開けたとたんに人は感染しちゃうから。」、「乾熱であつたら、マンホールあるから無理。最終的にはアルコールで拭き取りしないといけないし、新しいパッキンにとりかえたりとか。」という記載があります。取調べメモにあるマンホール関連の供述内容というのは、これらのことですか。

はい、そのとおりです。

これらの記載から、相嶋氏は証人に、マンホールのことについてどのようなことを話そうとしていたんですか。

マンホールについては、先ほどお話ししたとおり薄くて壊れやすい、それからですね、菌が、作業をする人にですね、漏れてしまうため、被曝してしまうようなことを話されておりました。

今、話した内容によりますと、相嶋氏は、マンホールは菌が漏れてしまつて作業員が被曝してしまうということから無理ということを話したようなんですが、メールにあるように温度が上がらない箇所としてマンホールという箇所を指摘したものではないということですか。

はい、そのとおりです。

証人は取調べの中で、相嶋氏に対し、噴霧乾燥器の内部で最も温度が低くなる箇所について、どこになるかといった質問はしていますか。

いいえ、しておりませんでした。

相嶋氏から最低温箇所について聴取しなかった具体的な理由はありますか。

相嶋さんにつきましては、その時期、既に第一線を離れて顧問という立場であったこと、また、相嶋さんの取調べを開始する前に、大川原社の設計、製造等に携わる多くの技術者等から複数、聴取をしておりましたので、相嶋さんからは聞くことはございませんでした。

相嶋氏から、マンホールという箇所の話があるまで、証人はマンホールがどういった部品なのか把握はしていましたか。

いいえ、把握しておりませんでした。

相嶋氏は、マンホールについて、どの部分という説明をしていましたか。

噴霧乾燥器の乾燥室の扉の部分であると話されておりました。

証人は、なぜ、相嶋氏に、マンホールのことを詳細に尋ねたのですか。

輸出規制に関わる部分と思い、詳細に尋ねました。

証人は、マンホールがどのようなものか、実機でも確認はしていますか。

はい、平成31年2月頃に、相嶋さんに実機を見せていただきました。

丙A第26号証を示す

写真撮影報告書を示します。今、話した相嶋さんに実機を見せていただいたということは、この報告書を作成するに当たって相嶋氏と一緒に実機を確認したということでしょうか。

はい、そのとおりです。

その際、相嶋氏から、マンホールについても説明があったということですか。

はい、取調べのときと同じように説明を頂きました。

報告書の3ページ目、この写真1で言うところのマンホールとは、どの部分

を指しますか。

この乾燥室の扉の朱色で囲われた部分となります。

四角く朱色で囲われた部分ということですね。

はい、そのとおりです。

相嶋氏のメールの話に戻りますが、マンホールのほかにメールに記載があるのぞき窓、温度計座、差圧計座及び導圧管について、これらの箇所について取調べで話が出ることはありましたか。

そのようなことは話に出ることはございませんでした。

証人は、相嶋氏が指摘したとするそれらの箇所が噴霧乾燥器のどの部分を指しているのか分かりますか。

分かりません。

相嶋氏がそれらの箇所について仮に供述をしていれば、証人や取調べ補助者の [] 巡査部長と [] 巡査長はどうしていましたか。

もちろん記録に残しているはずですし、私に指摘をしてくれたはずだと考えております。

相嶋氏の指摘が単なる推測や言い逃れと判断して、証人や [] 巡査部長、 [] 巡査長が取り合わなかったということはないんですか。

それは一切ないと考えております。

なぜ、ないと言い切れますか。

相嶋さんの取調べ、任意の取調べは約1年2か月やっておりましたが、その間、そのような話が出た覚えはございませんし、取調べメモに一切、記載がございませんので、ないと言えると考えております。

この訴訟の争点になっているいわゆる貨物等省令2条の2第2項5の2のハ、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの、これを本件要件ハと言ってお聞きしますが、相嶋氏は本件要件ハの殺菌についてどのように説明をしていましたか。

相嶋さんは、殺菌について、殺菌という言葉は非常に解釈の幅が広いということで、例えば1%でも菌を殺すことができれば殺菌と言える場合もあるということで、この噴霧乾燥器の輸出規制要件の殺菌について、経産省が定義付けをしなければならないということを何度もお話をされておりました。

本件要件ハの殺菌について、経産省の解釈は、菌を1%でも殺せば殺菌という解釈がされていたんですか。

いいえ、違います。

経産省の殺菌の解釈はどのようなものでしたか。

省令によりますとですね、特定の菌、1種類でも噴霧乾燥器の内部から全て死滅させることができれば殺菌というものでございます。

そのような経産省の解釈を相嶋氏に説明はしていますか。

ええ、この省令を示してですね、何度も説明をいたしました。

相嶋氏は、経産省の殺菌の解釈を聞いて理解を示しましたか。

なかなかですね、理解を示していただけなかったと記憶をしております。

この訴訟の一審の証人尋問において [] 警部補が、証人が宮園警部に対して本件メール、先ほどのメールですが、と同じ趣旨の内容を報告しているのを聞いた旨を証言しているんですが、そのような報告をした事実はありますか。

そのような事実はございません。

相嶋氏の取調べの結果について、証人が宮園警部に報告することはありましたか。

はい、ありました。

報告はどのような方法で行っていましたか。

取調べメモにマーカー等で必要な部分を私の方で引いて、要点を報告をしておりました。

例えば、静岡県から帰庁してすぐの取調べメモを作成する前の雑談等で、宮園警部に話をしたということはないんですか。

ありませんでした。

なぜ、ないと言い切れますか。

特に必要なことがあればですね、必要なことがあればというか、取調べメモには全て、全てといいますか、記録を要点等は漏らさず記録に残していたため、そのように言えると考えております。

もう一度聞きます。取調べメモを作成する前のですね、例えば雑談とかそういったことで、宮園警部に話をしたということはないんですか。

一切ございません。

メモを作成する前の雑談ですね、これでないと言い切れる根拠というのは何ですか。

メモの雑談・・・。

例えばメモを作成する前に、静岡県から報告をした際、静岡県から帰庁して報告する際に、まだメモが作成されていないのに、そういった話をしていると、そこはなぜ言い切れるんですか。

すみません、失礼致しました。当時、静岡県で取調べをしておりましたので、で、████ それから █████ 巡査部長、2名ともパソコンを持っておりました。そこで、向こうで下打ち、べた打ちをしたものを作り、それを1回印字してもらって、そこに私、マーカーを引いて戻ってすぐに報告をしておりましたので、その後、正式なといいますか、取調べメモということで形を整えてデスク等に提出をしておりました。

メモを作成する前の段階でも、既に報告、メモのべた打ちを使って報告をしていたということですね。

はい、そのとおりです。

また、████ 警部補は一審の証人尋問において、熱風により菌がある程度死ね

ば殺菌できると言えるという誤った解釈を社員に示して供述調書を取るよう
に捜査幹部から各捜査員に指示があったということを証言していたんですが、
そのような事実はありましたか。

そのような指示を行うはずはありません。

取調べの中で、相嶋氏は、噴霧乾燥器の輸出規制が開始される前後、平成24年、25年の話ですが、自分自身は輸出規制についてどの程度、関与をしていましたと供述をしていましたか。

その頃、相嶋さんはもう既に退職間近ということで、ほとんど輸出規制には関わってなかつた旨、話されておりました。

取調べの中で相嶋氏は、規制要件の殺菌に定義が入っていないことが分かり、島田氏に対し、経産省に殺菌の解釈を確認するよう伝えた旨を供述していましたか。

はい、これについては何度もですね、お話をされておりました。

島田氏に確認させた後は、輸出規制について相嶋氏はどのような認識だったと供述をしていましたか。

島田さんが輸出規制について、殺菌について経産省に確認して、その上で非該当、全て非該当として輸出していたということを話されておりました。と思っていたということですね、話しておりました。

相嶋氏は、本件の捜査を受けたことで、輸出規制について何が分かったと供述をしていましたか。

輸出規制の要件ですね、特に殺菌について経産省に確認しなかつたこと、それから、それでですね、全ての噴霧乾燥器を非該当として輸出していたということが分かったと話しておりました。

相嶋氏は大川原社の噴霧乾燥器が輸出規制要件に該当しないと決めたのは、誰であると供述をしていましたか。

社長の大川原さんと取締役の島田さんの2名であると話されておりま

した。

一審原告ら代理人（河村）

乙第16号証の1ないし4を示す

乙16号証の1、これが平成31年1月15日に行われた取調べのメモです。

はい。

続きまして乙16の2と乙16の3、これは先ほど東京都指定代理人から示されたもので、それぞれ同月16日と24日の取調べメモです。

はい。

続いて乙16号証の4、これが同月25日の取調べメモです。

はい。

これらの取調べメモを作成したのは、あなたですね。

はい、そうです。

補助者として取調べに同席していた2名が聴取中に取ったメモをあなたが統合して作成したというような形になるんですかね。

そうですね、■■■巡査部長、■■■巡査長ですね、いずれかが統合してくれたものを私が確認をしておりました。

あなた自身は取調官で、メモ取りは2人に任せていたという感じになりますかね。

はい、そのとおりです。

この取調べが行われた当時、大川原化工機の役職員の取調べが連日行われていたと思うんですけども、取調べの一般的な流れを確認させてください。宮園係長、係長というのは当時の役職で、以下、役職は当時のものを言及しますけれども、取り調べる内容については宮園係長から取調べを担当する捜査員に、前日までに指示が出されていたということでよろしいでしょうか。

具体的な内容はちょっとと思い出せませんが、規制要件のことですか殺菌のこと等の指示は受けていたものと思います。

取調べの終了後は、永田町の庁舎に戻って口頭で捜査幹部に報告をしてましたね。

はい、しておりました。

報告の際は、ほかの取調官も立ち会ってましたか。

いる捜査員は立ち会っている者もおりました。

デスクと呼ばれる捜査員、すなわち取調べを担当せず、取調官の取りまとめとか、幹部や外部とのつなぎをする役割の捜査員がいたと思うんですけども、報告の際はデスクも立ち会ってましたか。

デスクにですね、在署してるとときは立ち会っていたと記憶をしております。

相嶋さんの取調べは、当時、静岡で行っていたということなんですけれども、取調べ終了後、静岡にいるときは、電話で宮園係長に報告したりはしてましたか。

はい、電話でも報告をしておりました。

更に東京に戻ったときに、口頭で報告してたということですかね。

はい、そのとおりです。

先ほど見ていただいたような乙16号証に係る取調べが行われていた当時、毎朝、捜査会議が開かれていましたよね。

ええ、捜査会議は開かれておりました。

毎朝。

毎朝かはちょっと記憶に残っておりません。

朝の捜査会議では、前日の取調べとか聴取について担当者から、捜査幹部やほかの捜査員、デスクへの報告、共有がされてましたね。

情報共有はされておりました。

この捜査会議では、デスクの班長である [] 警部補が司会進行役をしてましたね。

はい、たしかそうだったと思います。

口頭の報告のほかに、取調べのメモを作成して各捜査員にコピーを交付していましたよね。

各捜査員、ええ、コピーをしておりました。

大川原化工機の捜査を開始してからすぐ、平成30年12月14日なんですが
けれども、■■さんという方から温度が上がらない箇所があるというような
指摘がされていて、この訴訟で乙45号証として提出されてる取調べメモに
も残ってるんですけども、このことをあなたは御存じでしたか。

どのようなものでしょうか。

乙第45号証を示す

■■さんという方の取調べメモです。2ページ目、③と書いてある下
のほうのマークをしている部分に、「これはむずかしいんじゃないですか。
専用設計していなければ、SDの構造上、熱風を入れるくらいしか方法はないが、袋小路は温度が上がらないのではないか。」とか、そういった指摘が
されています。その後にも、「ぐんと温度は下がる」とか。こういった指摘
がされていたことは、当時、あなたは御存じでしたか。

正直なところ、ちょっと記憶にはございません。

取調べメモは共有されてたんですよね。

まあ、目は通した可能性はありますが、正直、記憶には残っておりま
せん。

ほかにも、12月25日には■■さん、■■さんから同様の指摘がされていて、それぞれ乙45号証とか乙35号証、先ほど見ていただいたもののように残ってるんですが、それも記憶にないですか。

当時は、私は取調べ班ということで、それぞれ実験の班とかいろいろ。
記憶にありますか、ないですか。

記憶にございません。

この時期、先ほどの朝の捜査会議がされていたとおっしゃってたんですけども、安積警部補はこの捜査会議に出席していましたか。

デスクに在署しているときは出席したと思います。

取調べメモは、安積警部補にも共有されてましたよね。

はい、そのとおりです。

相嶋さんの初回の取調べなんですかけども、平成31年1月15日に行われていて、次が翌日の16日なんですかけども、あなたはこのときは、15日の夜は静岡に宿泊したんでしょうか。

はい、ホテルに宿泊をしております。

甲第142号証を示す

②と書いてあるところに「家宅捜索前に殺菌の実験を行い、殺菌できることを確認している。」というのが書かれていて、これが取調べの直後、1月16日のメールなんですかけども、こういった情報はあなたから相嶋さんに伝えた情報ですね。

ええ、そのとおりです。実験は既に行っている旨を相嶋さんには伝えていると思います。

乙第16号証の1を示す

3枚目に「殺菌について」という項目があって、その3段目、「・」の3つ目のところに、実験したとかテストしたと言うけれども、円筒の壁面に菌を付けてやったのかというふうに書かれてますが、これも相嶋さんの発言の内容ですね。

はい、そのとおりです。

これは、あなたが家宅捜索前に殺菌の実験を行い、殺菌できることを確認していると伝えたことを受けてのものですね。

はい、そのように思います。

同じく乙16号証の1の2枚目、少し上のほうにマークしている部分なんで

すけれども、「壁面についた菌はどうするのか、」とか、壁面は「外気との中間になってしまふからそんなに高温にはならない。」というようなことが書いてますが、これも相嶋さんが述べたことということですね。

はい、そのとおりです。

要するに、壁面の表面温度は内部温度よりも高温になりにくい、温度が上がりづらいから菌は死なないんじやないかというような指摘ですよね。

ええ、そのとおりです。

その後、平成31年1月15日、16日に続いて、24日と25日にも相嶋さんの取調べを行いましたね。

はい、行っております。

甲第27号証を示す

1月28日に相嶋さんが大川原社長、島田さんに送ったメールです。前半は取調べの際に警察が行った殺菌実験について話を聞いたというような内容で、①から④で、大川原化工機の噴霧乾燥器で実験して温度が100度になった、実験で殺菌できた、専門家の監修で実施した、このデータをもって、捜索差押えの許可を得たという趣旨が記載されていますけれども、これはあなたが取調べで伝えた情報ですかね。

内容まではちょっと記憶にございませんが、伝えているものと思います。

④の次の行からいろいろ書いてあって、壁面は温度が上がらないとか、専門家を含めて問題であるとか、実験方法が問題である可能性があるというような指摘が記載されていますよね。

ここには書いてありますね、はい。

乙第16号証の1を示す

3ページを示します。先ほども見た殺菌についての項目の「・」の3つ目なんですけれども、ここには、円筒の壁に、壁面に菌をくっつけたのかとか、

方法まで確認しなきゃいけないとか、有識者というのが一番怪しいんだとか、今、見ていただいた甲27号証と同趣旨の記載がありますが、相嶋さんからこういった供述があったということですね。

はい、あったと思います。

甲第27号証を示す

再度、甲27号証、先ほども話に出ましたが、赤字が含まれる行を見ると、「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座および導圧管等極端に温度の低い箇所がある」というふうに記載されてますけれども、こういった温度が低い箇所についての指摘は乙16号証の1など、取調べメモには記載されてませんね。

温度の低い箇所、はい、していません。

問題は、なんで記載されていないかなんですかけれども、取調べメモ、取調中にメモ取りをしていた[]さんや[]さんが書き落とした可能性も否定できないと思うんですが、それはいかがでしょうか。

それはないと考えております。

でも、取調べメモって、相嶋さんの発言を網羅的に記載したものじゃありませんよね。

まあ、要点は間違ひなく記録しているものと承知しております。そうすると、あなたとしては、温度が低い箇所について話が出れば、検査メモに記載されていたはずという認識ですか。

はい、そのとおりです。

そしたら、取調べメモに、温度が上がらない箇所についての記載がないということは、あなたから相嶋さんへ、温度が上がらない箇所とか最低温箇所について、質問をしたり話題を振ったりしなかったということになりますか。

ええ、私からはですね、質問はしていないと思います。該非判定にどの程度関わったかですね、故意の部分ですとかそっちのほうに重点を

置いておりましたので、聞いてないと思います。

でも、さっき見た乙16号証の1とかその辺りに、壁面の温度が高くならないから殺菌できないんじゃないのかという供述が相嶋さんから出てるんですから、最低温箇所とか温度が上がらない箇所に関する相嶋さんの認識を確認するのが自然だと思うんですけど、本当に聞いてないんですか。

はい、聞いておりません。壁面の温度については。

大丈夫です。

裁 判 長

最後まで聞きましょう。

壁面の温度が上がりがないということでございましたが、これについて
は既にですね、相嶋さんの取調べを開始する前に、重なったですね、
菌が死滅するかどうかということはですね、大学等でですね、実験済
みということで、私は承知をして取調べに当たっておりました。

一審原告代理人（河村）

ただ、警視庁の乾熱殺菌理論で言うと、装置内部の最低温箇所がどこかとい
うのがすごく重要なことだということは分かってましたよね。

はい、分かっておりました。

それでも、ほかの人が、温度が上がりづらい箇所の指摘をされていたとい
ふことを、あなたは覚えてないんですか。

私が記憶に一番残っているのは、大川原社の複数、50人程度ですかね、
聴取を行っていたと思います。で、設計製造の技術者からも複数聞い
ている中で、バグフィルタ下が温度が一番低いということで話されて
いたのをですね、印象に残っております。

■さんという方が、これは、大川原化工機の従業員なんですかね、噴
霧乾燥器に詳しい者は社長と相嶋さんと言っていて、これが乙44号証のメ
モに残ってるんですけど、そのことをあなたは御存じでしたか。

はい、承知をしておりました。

それでも相嶋さんに、一番詳しいのが相嶋さんという話が出てたのに、最低温箇所を確認しなかったんですか。

当時、相嶋さんにつきましては、もう一線を退いていたと。私たちの職場でもそうですが、第一線で活躍している人がやっぱり一番詳しいという認識がありますので、相嶋さんについてはどっちかというと該非の輸出規制に方向性をつけたという部分ですね、取調べのほうを中心に行っておりました。

先ほど、補助者として取調べに同席をしていた2名に対して、要件、特に殺菌の認識を漏らさないように指示していたとおっしゃっていましたよね。

はい。

温度が一番低い箇所、最低温箇所について相嶋さんがどう考えていたのかつて、主觀面、故意面に影響するんじゃないですか。

まあ、相嶋さんとは、先ほども話したとおりですね、相嶋さんの取調べを開始する前には、もう大川原社の多くの社員、またほかの企業の方からも聴取しておりましたので、相嶋さんについては該非にどの程度関わったか、方向性をつけた、無許可輸出ですね、方向性をつけたその辺の部分をですね、中心に取調べを行うということで。

先ほど、相嶋さんの要件に関する、特に殺菌に関する認識面を書き漏らさないように補助者に指示をしていたとおっしゃっていました。相嶋さんが、どの部分が一番、温度が低いと思っていたかというのは、そういった殺菌要件の認識面に関わるんじゃないですかという質問です。

裁 判 長

要するに、あなたが、故意については聞こうと思ってたと言っているわけですよね。

はい。

故意というのは、犯罪事実についての認識だということはいいですよね。

はい。

そこまではいいですね。

はい。

で、犯罪事実を構成する中で、温度が低いところというのは、それは認識として聞くべきところなんではないですかという質問について、まずそこについて、あなたはどう考えていたのかということを聞かれていると思うんです。まず、そこを答えてください。

失礼致しました。そこはもう必要ないと自分の中では考えておりました。

だから、必要ないと考えてたという答えでいいんですか。故意を聞こうと思っていたあなたが、そこは必要がないというのがあなたの答えだということでいいんですか。

ああ、すみません。何と言えばいいですかね。まあ、あの・・・。

それでそうだったら、もう1回繰り返しになっちゃうかもしれないけどということだから、必要ないと思ってたでも、ありのままで結構なんんですけど。

ああ、なるほどですね。最低温箇所はもう特定していたという認識でございましたので、相嶋さんから聞くことはございませんでした。ちょっと趣旨が、ちょっと変わってしまいますが。

一審原告ら代理人（河村）

そういうお答えなんであればそれで結構です

一審原告ら代理人（以元）

第5係では、大川原化工機の捜査をしていた当時に、毎朝、定例の捜査会議を行っていたということでよろしいですか。

ええ、時期的に毎朝になったのがいつかは分かりませんが、やっておりました。

大体、ふだんの捜査会議、毎朝というと何時頃に行うんですか。

8時半から9時程度の頃だと思います。

大体、始業すぐぐらいという認識でしょうか。

はい。

捜査会議では、各捜査員が取調べ結果について報告をされていたということでおろしいですか。

はい、そのとおりです。

あなたが平成31年1月15日、16日の取調べで相嶋さんから聴取した内容というのは、それはいつ、捜査会議、何時頃の捜査会議で報告をされましたか。

これも恐らくになりますが、翌日の1月17日に報告しているものと思います。

その際は、あなたが作成した取調べメモに基づいて行ったんですか。

そうです、取調べメモに基づいて報告をしておりました。

その乙16号証の1、乙16号証の2の取調べメモの作成日時が1月17日になっているんですけど、始業すぐの捜査会議なのに、17日にメモを作ることができたんですか。

恐らくですね、ちょっとその辺はあれですけど、戻ってきて15、16日で取調べに行っていれば、戻って作成を完了しているものと承知しております。

それは、17日に作ったメモ。

その辺はちょっと定かではありませんが、16日若しくは17日にでているものと思います。

乙16号証の1の取調べメモを先ほどお示ししていたんですけど、壁面は高温になりにくいというふうに、相嶋さん、指摘があったんですけど、これについてあなたは報告されていますか。

はい、報告しております。

1月24日、25日の取調べで聴取した内容の報告も、あなたが作った取調べメモに基づいて行ったということでよろしいですか。

はい、そのとおりです。

乙16号証の3の取調べメモには、4ページの下から2段落目のところを先ほどお示ししたんですけど、マンホールがあるから殺菌は無理だというふうに相嶋さんの指摘が記載されているんですけど、この点も御報告されているということでよろしいですか。

はい、報告をしております。

相嶋さんはなぜ、このマンホールがあるから殺菌は無理だというふうに供述をしていましたか。

相嶋さんは、マンホールが薄くて壊れやすいということと、作業をする人がですね、そこから菌が漏れて被曝してしまうというような話を、説明をされておりました。

乙17号証、あなたの陳述書に、「「マンホール」は噴霧乾燥器の乾燥室に設置されている扉の部分である」と、「マンホール周辺のパッキンの部分に付着した細菌は死滅せず、開けた途端に細菌に感染するから殺菌することは無理である旨を相嶋さんが供述しました」というふうにありますけど、これはお間違いないですか。

はい、間違いありません。

マンホールを開けたら内部を殺菌できるんですか。

マンホールが壊れたらですか。

いや、あなたの陳述書では、相嶋さんは、マンホールを開けた途端に細菌が、感染してしまうから、殺菌することができないというふうに供述を受けましたというふうに書かれていて、それはオッケーだと今、おっしゃっています。そのマンホールを開けたら内部を殺菌できたか確認はできるんですか。

マンホールを開けたら。・・・マンホールを開けたら。

殺菌するかどうかを確認するために、マンホールを開けます。で、開けると被曝してしまいます。だから、殺菌はできない、この機械では殺菌は無理なんですというふうな供述がありましたと。

はい。

一審被告東京都指定代理人（嶺）

それは今、どれを基にお話しますか。陳述書にそう書いてあると。

一審原告ら代理人（以元）

陳述書にそう書いてあるという話をしています。

裁判長

まず示しますか。乙17号証の3ページ目の下から、4ページ目のところを言つてるとと思うんですけども。それに基づいて、こういうことじゃないんですかって質問なので、そこの認識がずれないと確かにちょっと分かりにくいかもしないので、乙17号証を示してください。

一審原告ら代理人（以元）

乙第17号証を示す

3ページ目から4ページ目です。「一方、「マンホール」については、これがどういったものか分からなかつたので、亡相嶋氏に尋ねたところ、亡相嶋氏は、「マンホール」は噴霧乾燥器の乾燥室に設置されている扉の部分であり、乾熱殺菌であればマンホール周辺のパッキンの部分に付着した細菌は死滅せず、開けた途端に細菌に感染するから殺菌することは無理である旨を供述しました」とお書きになつていて、これはそういうふうに供述を受けたということですね。

はい、そうです。

それを聞いて、あなたはこの説明をどう思いましたか。

もう既に、この前にはですね、温度実験、噴霧乾燥器の温度実験をし

ておりますと、温度が100度以上になると。また、壊れないというのを確認しておりますので、まあ、話は聞いておりました。

先ほど、壁面、マンホールについて、相嶋さんからのお話について、あなたは検査会議で報告されていたというところですけれど、こういったお話をに対して、検査幹部であったり他の検査員から何か発言や指摘はありませんでしたか。

これに関して発言、指摘等があったとは記憶をしておりません。

温度の上がりづらい箇所があるという指摘は、直近でも、3人の従業員の供述が上がってきてています。それなのに、高温になりにくいから殺菌できないという相嶋さんの指摘について、あなたは報告したのに、ほかの検査員は特に指摘や発言、もっとこういうことを報告しろということはなかったということですか。

はい、先ほど話したとおり、温度実験をやっていたこと、また壁面に関するですね、重なり合う菌についてもですね、実験を終了していたということで、多分、問題に上がらなかつたものと思います。

公安部が最低温箇所の特定のために行った温度実験で、マンホールの部分は、測定はされていますか。

私自身が温度実験には関わっていませんので、その詳しいところまでは記憶にございません。

結論としては、マンホールのところは測定はしていないんですけど、相嶋さんから、マンホールがあるから殺菌できないよという供述があったにもかかわらず、マンホールの温度については検査を行わなかつた、それは結局、どういう理由ですか。

まあ先ほど、話しているとおりですね、まあ大きな検査本部でございますので、私は取調べ班、実験班は実験班となっております。それで、必要な報告は、私は間違ひなく上げていたと認識をしております。

一審原告（相嶋■■）

松本さんは、私の父、相嶋静夫の顔は覚えてますか。

はい、覚えております。

結果として起訴取消しとなり、えん罪が確定したわけですが、あなたから、父や私たち家族に謝罪はありますか。

謝罪ではありませんが、相嶋さんが亡くなったことにつきましてはお悔やみを申し上げたいと思います。ただ、捜査自体はですね、私は適正であったと考えております。

一審被告東京都指定代理人（嶺）

証人は、この当時、相嶋氏の取調べにおいては、相嶋氏に関する輸出規制の故意ですとか、その社の方針について取調べで明らかにする目的を持って取調べを行われたということでおろしかったでしょうか。

はい、そのとおりです。

先ほどありましたマンホール部分ですとか最低温箇所というふうに原告さんが言っていた内容、これらのいずれの設計内容ですか部品の箇所、そういった部分についての取調べに関しては、ほかの捜査員が、他の最もほかに詳しい従業員に対して取調べにおいては行われていたということの説明でよろしかったでしょうか。

はい、そのとおりです。

だからといって、このような温度が上がらない箇所の指摘、そういったものに関しては、輸出規制そのもの、犯罪の成立の有無に関するものであるから、証人から藤田さん、友田さん、立会補助に対しても漏らさず記載するように指示をしていたということに間違ひありませんか。

はい、間違ひありません。

実験については関与していないということだったんですが、証人が知る限りで結構です、外事一課が実験をした中で、実際にマンホールが壊れたという

話を聞いたことがありますか。

一切ございませんでした。

裁 判 官 (加本)

少し繰り返しの部分もあるんですけど、確認のため幾つか聞かせてください。あなたが相嶋さんを取り調べた当時、ほかの原告会社の役職員の方々がどういう供述をしているかということについては、一応、情報は共有されていましたという理解でよろしいんでしょうか。

はい、そのとおりです。特に社長の大川原さんと島田さんの取調内容についてはよく確認をしておりました。

ほかの原告会社の従業員の方から、機械の中に温度が上がりづらい場所が存在するという指摘があったという認識はありましたか。

温度が特に低くなる箇所。

はい、そうです。そういう指摘があったという認識は、あなたは持っていましたか。

認識はございませんでした。

先ほどから話に出ているマンホールに関する話が相嶋さんから出て、そのときに、マンホールがどの箇所かということについては質問なさったということですね。

はい、そのとおりです。

その際に、この噴霧乾燥器という機械の図面だとか写真だとかそういったものを示してお聞きになつたりはしたんでしょうか。

どの時点からは分かりませんが、図面等も示して確認したときもございました。

あなた御自身は、噴霧乾燥器という機械が稼働しているところとかを御覧になつたことはあるんでしょうか。

平成31年2月に、相嶋さんに静岡の粉体技術研究所に案内していた

だいて確認をしております。

この取調べのときには御覧になつたことはなかつたということですか。

取調べの。

平成31年1月当時ですね。

ございませんでした。

ちなみに、その測定口と呼ばれる箇所については、その取調べの際には認識されていましたか。

認識をしておりませんでした。

あなたは、相嶋さんは原告会社の噴霧乾燥器の構造に詳しいという認識はあったんでしょうか、なかつたんでしょうか。

元々ですね、技術、やっておりましたので、詳しいという認識はございました。

東京高等裁判所第14民事部

裁判所速記官 沢 美 幸

